

第23回 福島県知事 選挙のお知らせ

大事な投票、
忘れずに！



投票日は

10月25日(日)です

投票できる方

次の要件に当てはまり、浪江町の選挙人名簿に登録されている方です。

- 日本国民である方
- 満18歳以上の方(平成20年10月26日までに生まれた方)
- 令和8年7月7日までに浪江町に転入し、引き続き浪江町の住民基本台帳に登録されている方

注意!

令和8年7月8日以降に福島県内の他の市町村に住民票を移した方は、浪江町で投票することができます。この場合は、市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」は、市町村役場の住民登録窓口で発行します。なお、投票する前に福島県外に転出された方は、福島県知事選挙は投票できません。

投票所入場券

- 告示日10月8日(木)以後の発送になります。
- 投票所入場券がなくても投票できますが、受付時に本人確認を行います。
- 投票所入場券をご持参いただくと受付がスムーズです。

選挙公報

- 10月23日(金)頃までに届くように発送する予定です。
- 届かない場合は、浪江町選挙管理委員会までお問い合わせください。
- 福島県選挙管理委員会および浪江町選挙管理委員会のホームページに掲載します。
(掲載予定日:10月9日(金)頃)

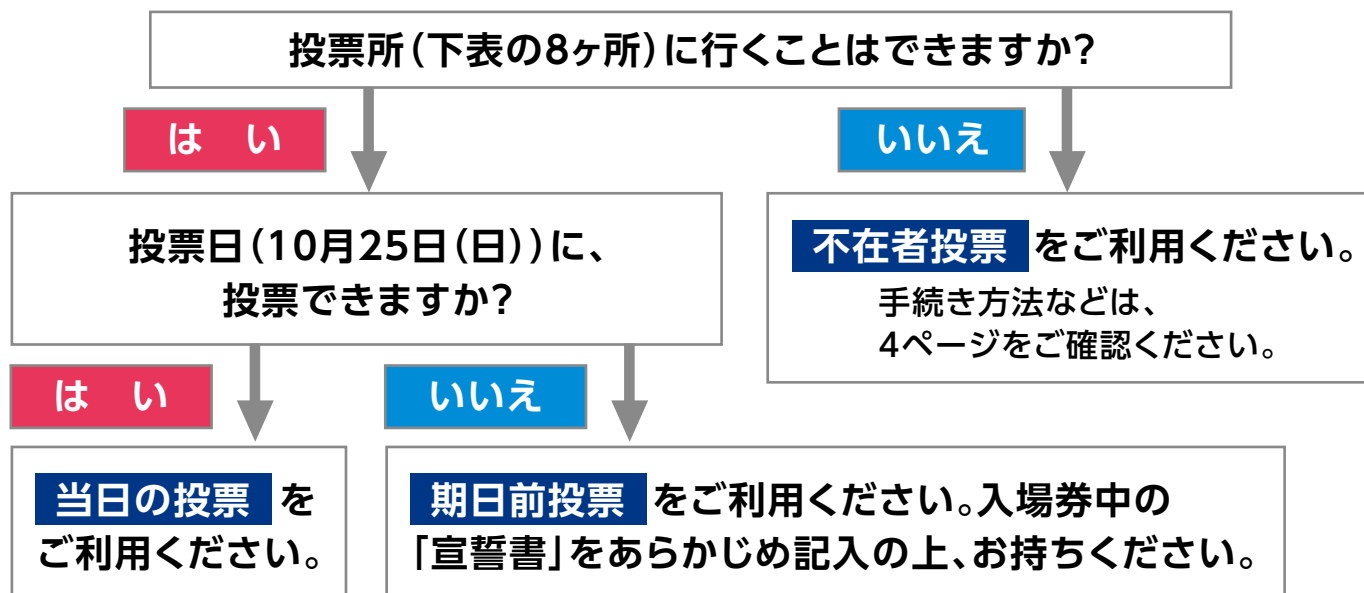
開票所

20:30開票開始

浪江町地域スポーツセンター(浪江町大字権現堂字下馬洗田5番地2)

投票方法

◆投票方法は大きく分けて、3つ(当日、期日前、不在者)があります。



当日の投票・期日前投票

- 投票所によって、投票できる期間・時間が異なりますので、ご注意ください。
- 投票所には入場券をお持ちください。
- 期日前投票をする方は、入場券中の「宣誓書」をあらかじめ記入して、お持ちください。

【ご注意ください】※期日前投票ができる期間…10月9日(金)から

投票所名	期日前	当日 10/25(日)
浪江町役場 本庁舎 1階 会議室 住所：浪江町大字幾世橋字六反田7番地2	10/9(金)～24(土) 午前8:30～午後8:00	午前7:00 午後7:00
浪江町役場 福島出張所 住所：福島市渡利字舟場2-1	10/23(金)・24(土) 午前8:30 午後8:00	午前7:00 午後5:00
県営石倉団地集会所 住所：二本松市油井字大窪118 (仮設津島診療所となり)		
浪江町役場 いわき出張所 住所：いわき市平南白土1丁目5-12		
コスモスふれあいセンター 住所：郡山市富田西5丁目2番地		
県営北原団地集会所 住所：南相馬市原町区北原字前田148-1	10/17(土) 午前9:00～午前11:00	
県営南町団地集会所 住所：南相馬市原町区南町4丁目9-1	10/17(土) 午後1:00～午後3:00	
県営北沢又団地大和田集会所 住所：福島市北沢又字大和田前1-7	10/18(日) 午後1:00～午後4:00	

投票所 期日前投票所

投票所によって、
開いている
期間・時間が
異なりますので
ご注意ください。

【浪江町役場 本庁舎 1階 会議室】 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

	期 間	時 間
当 日	10月25日	7:00~19:00
期日前	10月 9日~ 10月24日	8:30~20:00

【浪江町役場 福島出張所】 福島市渡利字舟場2-1 (旧 東邦銀行渡利支店)

	期 間	時 間
当 日	10月25日	7:00~17:00
期日前	10月23日・ 10月24日	8:30~20:00

【県営石倉団地集会所】 二本松市油井字大窪118 (仮設津島診療所となり)

	期 間	時 間
当 日	10月25日	7:00~17:00
期日前	10月23日・ 10月24日	8:30~20:00

【浪江町役場 いわき出張所】 いわき市平南白土1丁目5-12

	期 間	時 間
当 日	10月25日	7:00~17:00
期日前	10月23日・ 10月24日	8:30~20:00

【コスモスふれあいセンター】 郡山市富田西5丁目2番地

	期 間	時 間
当 日	10月25日	7:00~17:00
期日前	10月23日・ 10月24日	8:30~20:00

【県営北原団地集会所】 南相馬市原町区北原字前田148-1

	期 間	時 間
期日前	10月17日	9:00~11:00

【県営南町団地集会所】 南相馬市原町区南町4丁目9-1

	期 間	時 間
期日前	10月17日	13:00~15:00

【県営北沢又団地大和田集会所】 福島市北沢又字大和田前1-7

	期 間	時 間
期日前	10月18日	13:00~16:00

※駐車場が少ないので乗り合わせにご協力ください。

不在者投票

- ◆不在者投票制度とは、東日本大震災による避難や長期出張などで、浪江町が設置する8ヶ所の投票所に来ることができない方が、お住まい（避難先）や職場がある市区町村の選挙管理委員会（役所・役場）で投票できる制度です。
- ◆投票所入場券では不在者投票ができません。事前の手続きが必要です。
- ◆郵便利用で自宅投票する制度ではありません。
（郵便投票を利用できるのは、身体に一定の重度障害のある方です。）

請求手続きの受付期間	10月24日(土)まで 請求手続きは、投票期間前でもできますので、お早めにお手続きください。
投票できる期間	10月9日(金)～10月24日(土)
投票できる時間・場所	不在者投票をする市区町村の選挙管理委員会にご確認ください。
手続きの流れ	①投票用紙などを請求する。 ●不在者投票の「請求書(宣誓書)」に必要事項を記入して、返信用封筒で郵送してください。 ●電話、メール、FAXでの請求はできません。 ●誤請求防止のため、双葉郡・南相馬市・二本松市にお住まいの方には、請求書を同封しておりません。必要な方は、浪江町選挙管理委員会にご連絡ください。 ●請求書は、浪江町のホームページからダウンロードもできます。 ②投票用紙などを受け取る。 ●浪江町からレターパックで「投票用紙、投票封筒、不在者投票証明書」が郵送されます。 【投票ができなくなりますので、以下の点にご注意ください。】 ※ 不在者投票証明書の封筒は、絶対に開封しないでください。 ※ 投票用紙・封筒は、自宅で記入しないでください。 ③滞在地(避難先)の市区町村で投票する。 ●届いたレターパック一式を持参して、滞在地(避難先)の市区町村で投票してください。
ご注意ください	不在者投票の申請後や不在者投票用紙等の交付後に、浪江町が設置する投票所(8ヶ所)で投票することになった場合は、レターパック一式の返還等が必要です。必ず浪江町選挙管理委員会へご連絡ください。

問い合わせ先

浪江町選挙管理委員会

住所：〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
電話：0240-34-0235